

# 告 示

## 埼玉県告示第六百五十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年五月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―二十七―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北本市下石戸六丁目三百十六番二、三百二十番一、三百二十二番一の一部、三百二十二番二、三百三十三番の一部、三百三十四番の一部、三百七十八番の一部

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千八百九十三・五立方メートル